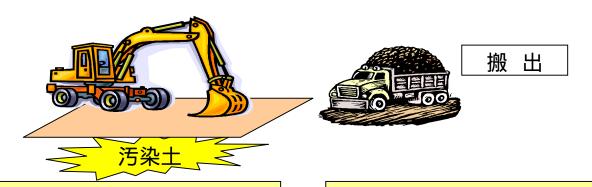
搬出汚染土の処理の実態について

土壌汚染対策法による搬出汚染土の規制について



指定区域 (法律の対象)

指定区域以外

(土地売買や再開発等で自主的に実施される調査や対策)

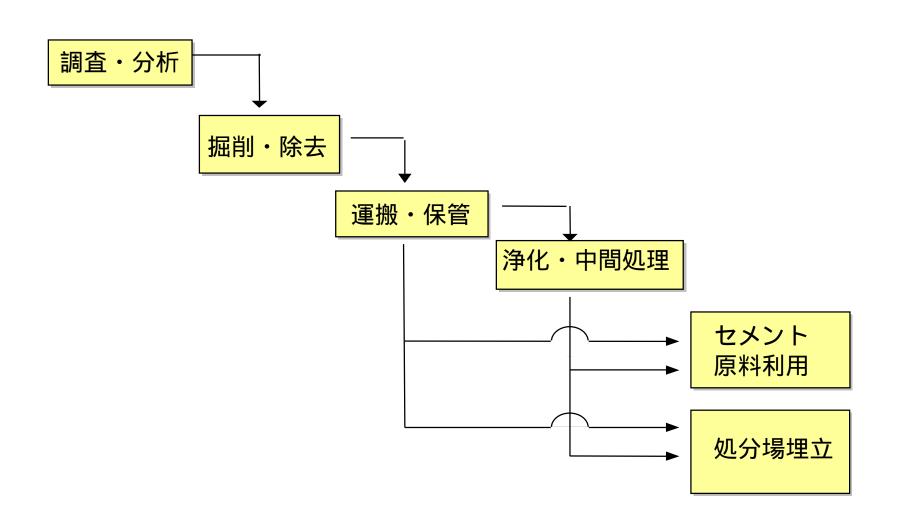




- ・汚染土壌を最終処分場や認定 浄化施設等へ適切に搬入・処分
- ・適切に処分したことを搬出汚 染土壌管理票によって確認

直接の規制なし

搬出汚染土処理の一般的な流れ



搬出汚染土関係事業者へのアンケート調査結果

平成18年度「汚染土不適正処理に関する実態調査」において、(財)産業廃棄物処理事業振興財団では、汚染土の発生・搬出段階に関与する機会の多い代表的事業者((社)土壌環境センター会員企業であるゼネコン36社)を対象にアンケートを実施。

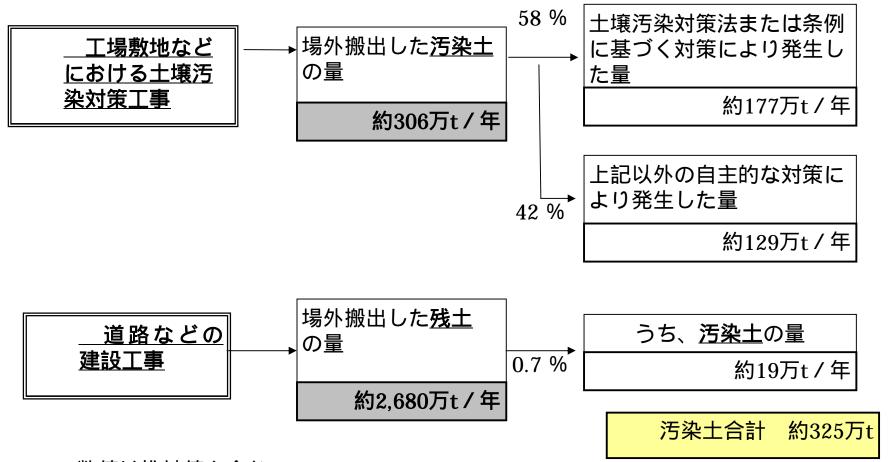
うち、25社が回答。

搬出された汚染土の量

H17年度に、ゼネコン25社合計で、約325万t/年の汚染土が場外搬出されている。

・ 土壌汚染対策工事による汚染土 : 約306万t

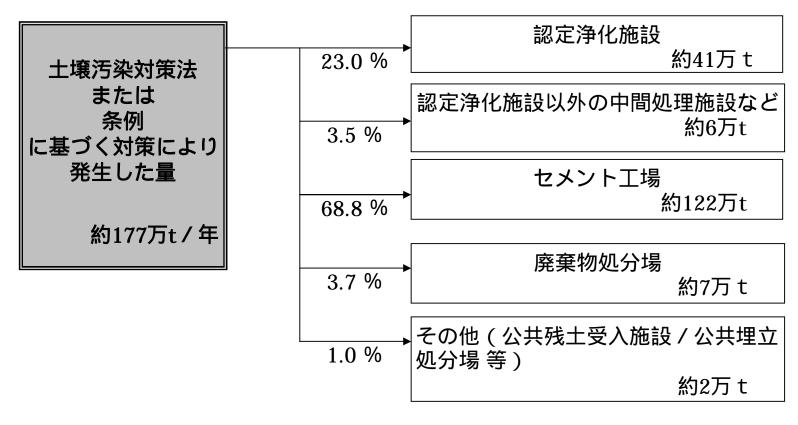
・ 建設工事による汚染土 : 約 19万t



数値は推計値を含む。

搬出汚染土のルート別処理量(法又は条例に基づく汚染土)

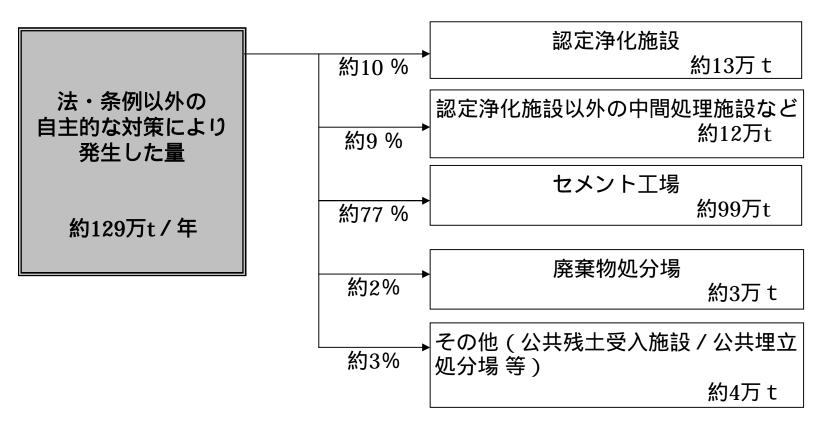
セメント工場での処理量が約122万t/年、割合で見ると7割弱を占めるメインルートとなっている。以下、認定浄化施設、廃棄物処分場、認定浄化施設以外の中間処理施設(分級・リサイクル施設、熱処理施設 等)の順となっている。



数値は推計値を含む。

搬出汚染土のルート別処理量 (自主的対策による汚染土)

セメント工場での処理量が約99万t/年、割合で見ると7割強を占めるメインルートとなっている。以下、認定浄化施設、認定浄化施設以外の中間処理施設(分級・リサイクル施設、熱処理施設等)、その他(公共残土受入施設/公共埋立処分場等)、廃棄物処分場の順となっている。



数値は推計値を含む。

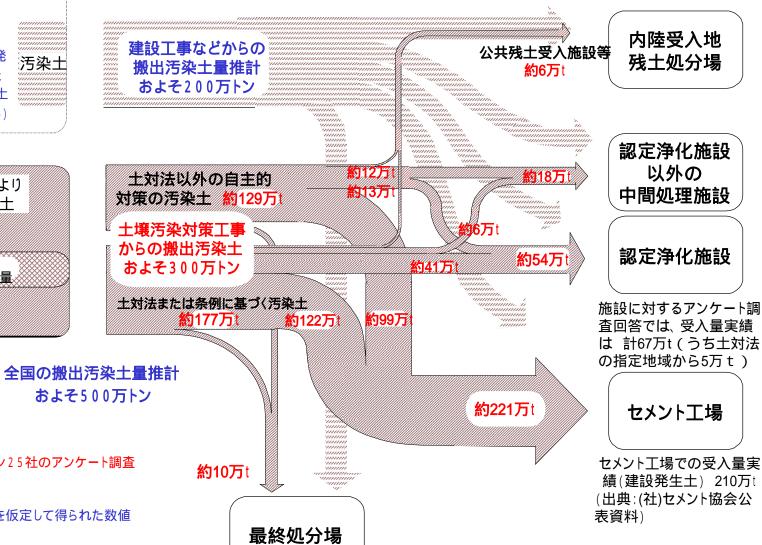
我が国の搬出汚染土の全体的な流れのイメージ(推計)

建設発生土 35,100万 t (19,500万m3) 出典:国土交通省「建設副産物実態調査 (平成17年度)」

(今回のアンケート集計値の 建設工事からの汚染土発生 量割合0.7%を、仮に、建設発 生土全体でも発生するとした 場合、建設工事からの汚染土 はおよそ200万tと推計される)

土壌汚染対策により 搬出される汚染土

(平成17年度)



土対法に基づく 指定区域からの発生量

* 赤字は今回のゼネコン25社のアンケート調査 から推計された数値

* 青字はさらなる条件を仮定して得られた数値